



便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの



「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax (電子申告)」を利用して提出できます。

「e-Tax」を利用して申告すると・・・

1 平成24年分の申告で最高3,000円の税額控除

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Tax で法定申告期限内に申告する場合は、最高 3,000 円の税額控除が受けられます。(平成 19 年分から平成 24 年分の間でいずれか 1 回)

2 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます。(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります)

3 還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。また、有効期限は3年間です。)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

平成 24 年分の
所得税・贈与税の申告・納税は 3 月 15 日 (金) まで
個人事業者の消費税・地方消費税の申告・納税は 4 月 1 日 (月) まで
※荒川税務署の確定申告書作成会場は、2 月 18 日 (月) から開設します。

国税庁ホームページ

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備できます。



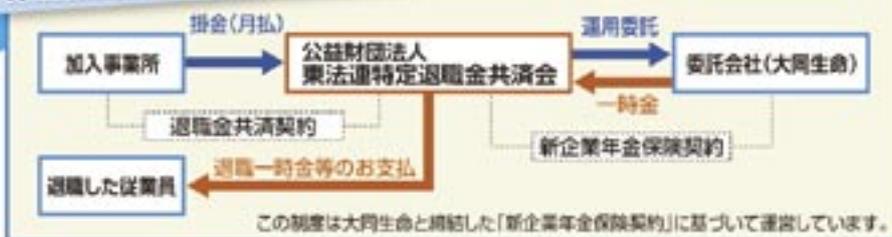
特退共制度の 5 つの魅力

- 1 従業員 1 人につき 1 口 1,000 円(月額)から 30 口まで加入できます。
- 2 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- 3 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- 4 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- 5 簡単な手続きで加入いただけます。

公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和 52 年に設立されました。
- 所得税法施行令第 73 条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約 6 千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成 24 年 10 月に公益財団法人に移行しました。

東法連特退共制度の仕組み



資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会 平 160-0002 東京都新宿区坂町 13 番地 4 全法連会館 3 階 TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642 http://www.tohoren-tokutai-kyo.or.jp